

経済産業省告示第四百十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三の規定に基づき、平成十二年経済産業省告示第七百五十八号（輸出貿易管理令別表第三の規定により経済産業大臣が定める貨物）の一部を次のように改正し、平成十六年一月二十日から施行する。

平成十五年十二月二十四日

経済産業大臣 中川 昭一

第四号を次のように改める。

四 削除